

財 政 用 語 集

～ 主要な「財政指標」編 ～

(1) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合をいいます。一般的には、3～5%程度が望ましいとされています。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支額} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

(2) 経常収支比率

人件費、扶助費、物件費などの経常的経費に町税や普通交付税などを中心とする経常的収入がどの程度充当されているかという割合を示すものです。地方公共団体のエンゲル係数とも言われ、この数値が高いほど経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しており、町村で75%を超えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。

$$\text{経常収支比率} = (\text{経常経費充当一般財源} \div (\text{経常一般財源収入額} + \text{臨時財政対策債})) \times 100$$

※主な経常的経費：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費

(3) 積立金現在高比率（対標準財政規模）

$$\text{積立基金現在高} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

(4) 地方債現在高比率

$$\text{地方債現在高比率} = \text{地方債現在高} \div \text{標準財政規模}$$

① 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借金（元利償還金等）返済額の標準財政規模に対する比率であり、この指標が18%を超えると地方債の許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

A：一般会計等の地方債の元利償還金

B：特別会計への繰出金のうち公営企業債償還に対するもの、組合等への負担金のうち地方債償還に充てられたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金利子

C：元利償還金に充てた特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額（基準財政需要額算入額）

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来、町の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この指標では、町の全会計はもちろん、一部事務組合や第三セクターまでを含めた将来返済すべき実質的な負債（地方債残高、債務負担行為支出予定額、退職手当見込額など）が対象となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B+C+D)}{\text{標準財政規模} - E}$$

A：将来負担見込額

B：充当可能基金（地方債の償還に充当が可能な基金額）

C：特定財源見込額（地方債の償還に充当が可能な特定財源の歳入見込額）

D：基準財政需要額算入見込額（地方債残高に係る交付税算入見込額）

E：元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額（基準財政需要額算入額）

⑤ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

I 標準財政規模

地方公共団体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示します。

☛ 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

II 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が大きいほど財政的に余裕があるとされ、「1」を超えると地方交付税は交付されないことになります。

☛ 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 ※3ヵ年平均で算出